

確定申告に関するご相談 確定申告電話相談センターへ

開設期間：令和3年1月15日（金）～令和3年3月15日（月）

Step 1

会津若松税務署へ電話をかけます。 受付時間 8:30～17:00
（土、日、祝日及び年末年始を除く。）
0242-27-4311（代表） ※ 通話料は、おかけになった税務署までの料金です。

Step 2

確定申告に関するご相談は最初の音声案内で「0」番を選びます。
「0」番 確定申告電話相談センターでお受けします。
※ 「番号が確認できません」という案内があった場合は、電話機の「*」を押してから番号を選んでください。

確定申告以外のご相談は
次の「1」、「2」、「3」、「4」番の音声案内でご案内します。

「1」番 国税に関する一般的なご相談
電話相談センターでお受けします。
（最初の音声案内で「1」番を選びます。）

「2」番 税務署からのお尋ね、税金の納付の相談、申告相談の事前予約などについて税務署でお受けします。（最初の音声案内で「2」番を選びます。）

「3」番 消費税の軽減税率制度及び適格請求書等保存方式についてお受けします。
（最初の音声案内で「3」番を選びます。）
なお、「3」番に関するお問合せは、専用ダイヤルのご利用が便利です。

専用ダイヤル 0120-205-553（無料） 受付時間 9:00～17:00（土、日、祝日を除く。）

「4」番 新型コロナの影響により税金の納付が困難な方の相談について、国税局
猶予相談センターでお受けします。（最初の音声案内で「4」番を選びます。）
なお、「4」番に関するお問合せは、専用ダイヤルのご利用が便利です。

専用ダイヤル 0120-945-430（無料） 受付時間 8:30～17:00（土、日、祝日を除く。）

国税に関する情報は『国税庁ホームページ』にアクセス！

国税庁ホームページでは、国税に関する情報を検索したり、申告書・届出書等の様式を入手することができます。

また、よくある国税のご質問に対する一般的な回答は、**タックスアンサー**に掲載していますので、是非ご利用ください。

PC・スマートフォン等から

国税庁

検索

<https://www.nta.go.jp>



会津若松税務署

令和3年1月